別表 1 要件緩和一覧

構成補助事業	\A\chi\ \mathred{\text{m}} \text{\$\psi\}.	大亜箔に甘べた終和中穴
	通常要件	本要領に基づく緩和内容
神戸市空き家活用応援制度・神戸市空	(申請をできる者)	(申請をできる者)
き地活用応援制度補助金交付要綱	次の各号のいずれかに該当するものとする	以下の号を追加する。
別表	(1) 空き家の所有者(予定を含む。)	(3)事業計画を取りまとめる者(物
神戸市空き地活用応援制度	(2) 空き家の賃貸借又は使用貸借における借主(予定を含	件所有者等関係者より同意書(様
(空き家地域利用補助)	む。)	式第9号)を取得すること)
神戸市空き家活用応援制度・神戸市空	(対象にできる物件)	(対象にできる物件)
き地活用応援制度補助金交付要綱	(1)神戸市の市街化区域内 (ただし、土砂災害特別警戒区域を	(1)において、当初申請時より地域
別表	除く。)に存する空き家又は空き地であり、地域利用バンクに	利用バンクに登録していることを
空き家活用応援制度/空き地活用応援	登録していること。ただし、継続申請する場合は、申請時点に	要しない。以下、本別表において、
制度 (維持費用補助)	おいて空き家又は空き地であること及び地域利用バンクに登	同様に読み替える。
	録していることを要しない。	
	(要件)	(要件)
	│ │次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 ただし、 市	 本別表において、バンク登録団体
	 長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。	 を「利活用希望団体」と読み替え
	 (1)バンク登録団体に、空き家等を地域活動の用に継続的に	る。
	 供するために使用貸借をすること。ただし、継続申請の場合	
	 は、維持費補助等の交付 を受けた補助と同一の使用貸借契約	
	若しくは当該契約と同一条件による継続とみなせる使用貸借	
	契約(年度途中に継続とみなせる契約を締結する予定の場合	
	も含む)をしていること。	

	(申請をできる者)	(申請をできる者)
	次の各号のいずれにも該当するものとする。	(1)空き家等の所有者(予定を含
	(1) 地域利用バンクに登録している空き家等の所有者(ただ	む)と読み替える
	し、継続申請の場合は、申請時点において地域利用バンクに登	また、以下の号を追加する。
	録していることを要しない。)	(3)事業計画を取りまとめる者 (物
	(2)当該空き家等の固定資産税及び都市計画税を納税してい	件所有者等関係者より同意書(様
	る者であること	式第9号)を取得すること)
神戸市空き家活用応援制度・神戸市空	(要件)	(要件)
き地活用応援制度補助金交付要綱	次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。	本別表において、バンク登録団体
別表	(1)地域利用バンクによる紹介を通じて売買又は贈与、賃貸借	を「利活用希望団体」と読み替え
空き地活用応援制度(初期費用補助)	(この別表において「売買等」という。) の合意をえて、バン	る。
	ク登録団体が行う地域活動の用に供するため、売買等の契約	(1)地域利用バンクを介した取引
	を行おうとするものであること。	を要しないものとする
	(申請できる者)	(申請できる者)
	次の各号のいずれかに該当するものとする。	(1)空き地の所有者と読み替える。
	(1)地域利用バンクに登録している空き地の所有者	また、以下の号を追加する
	(2)空き地で地域活動を行うバンク登録団体	(3)事業計画を取りまとめる者(物
	(4)工で地で地域行動で11)/・・/ 立跡団件	件所有者等関係者より同意書(様
		式第9号)を取得すること)
神戸市空き家活用応援制度・神戸市空	(要件)	(要件)
き地活用応援制度補助金交付要綱	(安任) 団体利用型	(安年) 本別表において、バンク登録団体
別表	四番利用室 (1)空き地を整備し、バンク登録団体が地域活動を行うために	本別表において、バンク豆球団体 を「利活用希望団体 と読み替え
が表 空き地活用応援制度(整備費補助)	(1)全さ地を整備し、ハンク豆琢団体が地域荷動を行うために 2 年以上継続して活用すること。	を「利佔用布室凹件」と読み替え る。
エさ地伯用心饭削皮(瓮脯貝畑切)	4 十以上脞妣して伯用すること。	್≎

	(申請できる者)	(申請できる者)
	団体利用型	団体利用型
	(1)空き地の所有者(予定を含む。)	以下の号を追加する
	(2)空き地の賃貸借又は使用貸借における借主(予定を含む。)	(4)事業計画を取りまとめる者 (物
	(3)空き地で地域活動を行うバンク登録団体	件所有者等関係者より同意書(様
		式第9号)を取得すること)
神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱	(申請者の要件)	(申請者の要件)
	第4条 申請者は、次の各号すべての要件に該当する者とす	第4条第一項で規定する申請者の
	る。	要件として、老朽空き家等の所有
	一 第5条に規定する老朽空き家等の所有者等であること。	者全員から解体除却工事の実施に
	二 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有	係る委任を受けた場合に限り、事
	する者でないこと。	業計画を取りまとめる者を追加す
	三 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有	る。
	する者と補助事業に係る契約等を締結	
	しないこと。	
	四 この要綱に規定する補助事業について、国又は地方公共団	
	体等による他の補助金等の交付を受	
	けていないこと。	
	五 基準法第 10 条第2項及び第3項並びに特措法第 22 条	
	第3項並びに条例第 14 条第 1 項に規定す	
	る命令を受けていないこと。	

密集市街地老朽建築物除却促進制度実 別表3 (第6条関係) 施要綱

(建物除却型)

(まちなか活用空地型)

(対象者)

老朽建築物の所有者、他の所有者から同意等を得た代表の所|画を取りまとめる者を追加する。 有者、当該建築物について家庭裁判所から選任を受けた財産 管理人又は所有者が不在等で民事執行法(昭和 54 年法律第 4号)第171条に規定する代替執行の決定を得た者。

別表3(建物除却型)(まちなか活 用空地型)で規定する対象者とし て、老朽建築物の所有者全員から 同意等を得た場合に限り、事業計